

平成 15 年 4 月 21 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人リース事業協会
税 務 会 計 委 員 会**「『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の検討状況の整理」****に対するコメント**

「固定資産の減損に係る会計基準」の具体的な導入に当っては、単純に海外の会計基準を採用するのではなく、わが国会計慣行や実務、企業経営・事業活動・経済取引への影響のみならず、わが国経済への波及も踏まえて充分配慮する必要があると考える。

このことは、他の会計基準及び適用指針すべてに該当するものであるが、特に今回公表された「『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の検討状況の整理」に関する質問・意見・要望は以下のとおりである。

1. パラグラフ 2（対象資産）

「適用指針は固定資産を対象とし、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産が含まれる。」としているが、リース資産（ファイナンス・リース取引について、借手側が賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合の当該リース資産）の取扱いについては、「未経過リース料の現在価値を当該リース資産の帳簿価額と見なし、リース資産に配分された減損損失は負債として計上し、リース契約の残存期間にわたり規則的に取崩す。」（固定資産の減損に係る会計基準注解（注 12））としているだけで、具体的な処理が記載されていないが、どのように考えれば良いのか。

2. パラグラフ 8（営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスの場合）

「継続してマイナス」、「継続してマイナスとなる見込み」については、弾力的に取扱うべきではないか。

3. パラグラフ 9（4）（使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合）

「一時的ではない遊休状態」については、その範囲を明らかにするとともに、弾力的に取扱うべきではないか。

４．パラグラフ１１（市場価額の著しい下落の場合）

「資産又は資産グループの『市場価額が著しく下落したこと』については、市場価額が帳簿価額からおおむね５０％程度以上下落するまでは該当しない、という見方と、おおむね３０％程度以上下落すれば該当する見方」が両論併記され、減損の兆候を把握する趣旨から後者の方向性が示されている。減損の兆候については、「市場価格の著しい下落」の他にも要件が設定されており、また、金融商品と固定資産では明らかに「市場価格」の内容が異なる（パラグラフ１１）のであるから、減損の兆候を把握する観点からは、前者（おおむね５０％程度以上）とすべきではないか。

５．パラグラフ２１（１）（２）（正味売却価額）

時価を算定する場合の「観察可能な市場価額をいう」及び、市場価格が観察できない場合の不動産に係る「不動産鑑定評価基準に基づいた算定」については、企業におけるコスト負担、事務負担等を考慮し、弾力的に取扱うべきではないか。

６．パラグラフ４０（注記事項）

回収可能価額が使用価値の場合、使用価値の算定に際して用いられた割引率を注記することは、企業が投資に際して個別に設定している投資利回り等を公開しなければならなくなることも想定されるため、注記事項とするのは不適當ではないか。

以上